

平成26年度第3回 札幌市国民健康保険運営協議会の概要

1 日 時

平成27年(2015年)2月2日(月曜日)午後6時00分～午後7時12分

2 場 所

札幌市役所 6階 1号会議室

3 出 席 者

(1) 運営協議会委員

別添のとおり

(2) 事務局

保険医療部長、保険企画課長、保険事業担当課長、国保健康推進担当課長他

4 審議事項

議案第1号 平成27年度国民健康保険会計予算について

ア 説明の趣旨

- ・予算総額は2,304億円となり、平成26年度予算に比べ約11%増となった。これは主に保険財政共同安定化事業の事業規模が拡大することによるものである。
- ・予算収納率は、現年度全体分で平成26年度予算比+0.5%の91.5%を見込む。
- ・一人当たり医療費については増加する見込みであるが、被保険者数が減少傾向であるため、給付費総額は減少する見込みである。
- ・平成27年度には、保険財政共同安定化事業の拡大のほか、賦課限度額の引き上げ、保険料軽減基準の見直し等が予定されている。
- ・国保財政の健全化に向け、引き続き、医療費適正化の推進、収納対策の推進に取り組んでいく。なお、収納対策のなかで、新規加入者に対して納付方法を口座振替とすることを徹底していく方向で調整している。
- ・一般会計繰入金は平成26年度予算に比べ4億円増の227億円を見込んでいる。

イ 主な質疑

Q. 保険財政共同安定化事業の拡大は都道府県化を見据えたものか？

A. 都道府県化の前に決まっていたが、方向性自体は同じものと考えられる。

Q. 資料中、財産調査対象世帯及び調査先の拡大とあるが具体的には？

A. 納付資力をしっかりと見きわめるため、全区統一的に調査する金融機関の範囲を拡大するということ。

Q. 都道府県化を見据えた経費(研修等)については予算計上されているか？

A. 都道府県化についての詳細な中身が不明なため経費計上はない。

ウ 協議結果

- ・了承された。

議案第2号 平成26年度国民健康保険会計補正予算について

ア 説明の趣旨

- ・療養給付費等負担金については、当年度に概算で交付され、翌年度に精算するという仕組みになっている。平成25年度分について精算の結果、超過交付となった分を返還する必要があるものである。
- ・国特別調整交付金については、非自発的失業者軽減に係る交付メニューについて、申請の際の一般被保険者数の算定に錯誤があったため超過交付となった分を返還するものである。

イ 協議結果

- ・了承された。

5 報告事項

報告第1号 医療保険制度改革骨子について

報告趣旨

- ・「医療保険制度改革骨子」については、平成27年1月13日に社会保障制度改革推進本部で決定されたものである。
- ・市町村の国民健康保険に関する事項としては、まず財政基盤の強化として、平成27年度に約1,700億円が投入されるほか、平成29年度にはさらに1,700億円を投入するとしている。合計で3,400億円となり、この金額は全国ベースの法定外繰入金と近い数字となっているが、3,400億円の各市町村への配分方法は現時点では不明である。
- ・さらに、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体になるとされている。もっとも、平成30年度以降も市町村は今とほぼ同じ仕事をするようになるのではないかと考えている。
- ・また、個人の予防・健康づくりのインセンティブの強化ということが書かれているが、具体的な内容は現時点では不明である。
- ・「負担の公平化等」として、入院時食事療養費等の見直し、紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入などが言及されている。
- ・札幌市としては引き続き、他都市と連携しながら、国に対してしっかりと必要な働きかけを行ってまいりたいと考えている。